

平成19年11月20日

タクシー事業に係る特別監視地域等の指定について（九州）

～福岡交通圏・宮崎交通圏で増車等に関する新規施策を試行～

タクシー事業については、地方運輸局長が供給過剰の兆候のある地域を「特別監視地域」に指定し、重点的な監査や行政処分の厳格化等の措置を講じているところです。

これに関し、昨年来の運賃改定の議論においては、安易な増車などの供給拡大が運転者の労働条件の悪化を招いているという問題が指摘されております。

このため、今般以下の措置を実施することといたしました（詳細は別紙1参照）。

平成19年度（平成20年8月末まで）の新たな特別監視地域を指定。

九州では、6地域を指定（注1）。

供給の拡大により運転者の労働条件の悪化が懸念される一定の要件に該当する地域を、それぞれ「特定特別監視地域」又は「準特定特別監視地域」に指定。

九州では、福岡交通圏と宮崎交通圏を「準特定特別監視地域」に指定（注2）。

特別監視地域等において、運転者の労働条件の悪化や不適切な事業運営の下で行われる供給の拡大について、事業者の慎重な判断を促すための新たな措置を試行的に導入。

九州では、の8地域について、増車実施事業者及び新規参入事業者に対する労働条件等に関する報告制度等を導入。

の新たな措置については、本日から来年8月末までの試行的な措置として実施しますが、実施期間中は、利用者等から幅広く意見を求めることとし、実施状況も踏まえた上で、必要な見直しを行うこととしております。

なお、今般仙台市（宮城県）を緊急調整地域に指定するため運輸審議会への諮問手続が開始されることとなりましたので、合わせてお知らせいたします。

< 問い合わせ先 >

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課 担当：宮崎・山本・阿部

電話 092 - 472 - 2527

<注1> 特別監視地域に指定する地域（ は新規指定）

福岡県三潴郡、 佐賀県西松浦郡、 長崎県松浦市、 同県南松浦郡、
熊本県水俣市、 鹿児島県肝属郡

<注2> 各地域の指定要件

・ 緊急調整地域

道路運送法第8条の規定に基づき、著しい供給過剰のため輸送の安全や旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる地域について、国土交通大臣が運輸審議会の諮問手続を経た上で指定し、新規参入や増車を禁止する措置を講ずることができる地域。

・ 特別監視地域

緊急調整に至る事態を防ぐために指定する、供給過剰の兆候のある営業区域。

指定地域 67地域（別紙2参照）（平成18年度は99地域）

・ 特定特別監視地域（新設）

特別監視地域のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が特に大きな地域（概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域）。

指定地域 6地域（別紙2参照）

・ 準特定特別監視地域（新設）

今回の指定地域の見直しにより、特別監視地域から解除された営業区域のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念がある地域（概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域）。

指定地域 7地域（別紙2参照）

・ 特別重点監視地域

緊急調整地域から解除された営業区域を指定。

指定地域 1地域（沖縄本島：今回継続して指定）

特定特別監視地域等で講ずる新たな対策について

増車への対策

(特定特別監視地域、準特定特別監視地域、特別重点監視地域で実施)

(a) 増車実施事業者に対する労働条件等に関する報告制度**【概要】**

- ・基準車両数(地域指定時の車両数)から一定割合を超える増車を実施する事業者に対し、増車届出時に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求める。
- ・一定期間後にその実績の報告を求め、計画と乖離がある場合には、必要に応じ、公表、減車勧告。
- ・上記の旨を増車届出時に予告。

(特定特別監視地域で実施)

(b) 増車届出事業者に対する監査等の特例制度**【概要】**

- ・増車実施予定日の60日前(現行7日前)までに増車届出をさせ、実際の増車までの間に監査を実施。
- ・監査により違反が確認された場合には、その処分が確定するまでの間、増車の実施を見合わせるよう勧告。仮に増車を実施した場合には、処分確定時に減車を勧告。
- ・上記の旨を増車届出時に予告。

(特定特別監視地域、特別重点監視地域、特別監視地域で実施)

(c) 基準車両数内の復活増車に対する監査の特例**【概要】**

- ・特定特別監視地域等における増車監査の対象は、基準車両数(地域指定時の車両数)を超える増車とし、一旦減車した後に基準車両数まで増車する場合は監査対象としないことにより、自主的な減車を促す。

新規参入への対策

(特定特別監視地域、準特定特別監視地域、特別重点監視地域で実施)

(a) 新規参入事業者に対する労働条件等に関する報告制度**【概要】**

- ・新規許可を受けようとする者に対し、新規許可申請時に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求める。
- ・一定期間後にその実績の報告を求め、計画と乖離がある場合には必要に応じ公表、是正勧告。
- ・上記の旨を新規許可申請時に予告。

(特定特別監視地域、特別重点監視地域で実施)

(b) 最低車両数の引き上げ**【概要】**

- ・現行の基準(人口50万人都市10両、その他5両)を一律20両に引き上げ。

特別監視地域等の指定地域(平成19年11月20日指定)

運輸局等	支局	特別監視地域 (67地域)	特定特別 監視地域 (6地域)	準特定特別 監視地域 (7地域)	特別重点 監視地域 (1地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、岩見沢圏、芦別圏、旭川交通圏、名寄圏、羽幌圏、中標津圏、北見交通圏、常呂圏	札幌交通圏、旭川交通圏	函館交通圏	
東北	青森	西津軽郡			
	岩手	和賀郡、胆沢郡、花巻交通圏			
	宮城	仙台市、古川市、黒川郡	仙台市		
	福島	耶麻・河沼郡、耶麻郡			
	秋田	男鹿市			
北陸 信越	山形	北村山郡、西置賜郡A、鶴岡市、酒田市、長井市、東置賜郡、東田川郡			
	新潟	柏崎市A、村上市、長岡市F、魚沼市・北魚沼郡、長岡市D・三島郡、柏崎市C、上越市C、上越市G・糸魚川市B			
	長野	長野交通圏、飯山市、上伊那郡B	長野交通圏		
	富山 石川	富山交通圏、中新川郡 羽咋市、羽咋郡A、白山市B	富山交通圏		
中部	福井	三方上中郡(旧遠敷郡上中町)・大飯郡(旧遠敷郡名田庄村)			
近畿	大阪	豊能郡			
	奈良	大台交通圏		奈良市域交通圏	
	滋賀 和歌山	橋本交通圏		大津市	
中国	広島	広島交通圏、庄原市、呉市B、豊田郡	広島交通圏		
	鳥取 島根	米子交通圏 江津市			
	岡山	浅口交通圏、高梁市、美作交通圏、和気郡			
四国	香川			高松交通圏	
	徳島	鳴門交通圏			
	愛媛	宇摩交通圏、宇和島交通圏、伊予交通圏		松山交通圏	
	高知	南国交通圏			
九州	福岡	三潞郡		福岡交通圏	
	佐賀	西松浦郡			
	長崎	松浦市、南松浦郡			
	宮崎			宮崎交通圏	
	熊本 鹿児島	水俣市 肝属郡			
沖縄	沖縄				沖縄本島

(全国の営業区域の総数 645地域)